オ　機構等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号カードの作成に係る端末機とその他のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成に係る端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続しないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成の業務を並行して行わないこと。

［カ・キ　略］

ク　機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番号カードの作成に係る委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カード及び特定在留カード等を含む。以下ク及びコにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

［ケ・コ　略］

［(4)　略］

２　個人番号カードの管理等

(1)　個人番号カードの作成及び運用状況の管理

［ア～ウ　略］

エ　最初の転入届（住民基本台帳法第24条の２第１項に規定する最初の転入届をいう。）を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第７項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。

［(ア)　略］

（イ）当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（オにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

オ　転出地市町村長は、エの（イ）の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

［カ～ク　略］

［(2)　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部改正）

第二条　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この技術的基準において使用する用語は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び	（用語） **第一条**　［同上］ 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用